

令和3年版

環 境 の
概 要 環境
保全編

厚木市 環境農政部

目次

令和3年版 環境の概要
【環境保全編】

I ごみ処理

1	ごみ処理	2
2	年度別ごみ処理等の実績	5
	(1) ごみの処理量	
	(2) 組成別可燃ごみの割合	
	(3) 動物の死体処理件数	
	(4) 不燃ごみの中からの資源化量の比較	
3	ごみの減量化及び資源化対策	7
	(1) 資源回収事業の概要	8
	ア 資源物回収事業	
	イ せん定枝等資源回収事業	
	ウ 廃食用油回収事業	
	エ インクカートリッジ回収事業	
	オ 小型家電回収事業	
	カ 品目別資源化実績	
	キ ごみ減量化・推進交付金	
	ク ごみ減量化・資源化推進交付金	
	(2) ごみ減量化・資源化事業の概要	10
	ア ごみ減量化・資源化推進啓発活動	
	イ ごみの展開検査	
	ウ 紙類・プラスチック製容器包装・せん定枝等の資源化及び 食品ロス削減に係る啓発活動	
	エ 正しく排出されていない集積所周辺への啓発チラシの配布	
	(3) 啓発事業の概要	14
	ア 3R推進月間	
	イ リサイクル体験学習	
	ウ 夏休み親子リサイクル施設見学会	
	エ リサイクル施設見学会	
	オ ごみ減量リサイクルポスター・ごみ収集車イメージアップ絵画	
	カ ごみ減量化・資源化講習会	
	キ 市民ふれあいマーケット(後援事業)	
4	ごみの不法投棄対策	17
	(1) 不法投棄物処理量	
	(2) 令和元年度不法投棄物の種類別処理量及び比率	
	(3) 職員による不法投棄パトロール	
	(4) 不法投棄監視カメラの設置	
5	事業系一般廃棄物(事業ごみ)の適正処理	18
	(1) 事業系ごみの内容物検査による適正処理及び減量指導	

(2) 多量排出事業所の指導	
6 一般廃棄物処理業	19
(1) 新規及び更新許可申請の受理及び審査	
(2) 一般廃棄物処理業許可業者搬入ごみ内容物検査	

II し尿処理

1 し尿処理	20
(1) し尿処理経過	
(2) し尿処理の現状と今後の予測	
2 し尿処理の実績	21
(1) し尿及び浄化槽汚泥処分量	
(2) 型式別浄化槽清掃基数	
3 年度別し尿処理手数料の実績	21
し尿処理手数料納付区分別件数	

III 環境衛生

1 環境衛生対策事業	22
(1) スズメバチ対策	
(2) 苦情相談処理件数	
2 環境美化推進事業	22
(1) 『厚木市みんなを守る美しい環境のまちづくり条例』キャンペーン	
(2) 厚木市環境保全指導員連絡協議会	
(3) 美化清掃実施結果	
ア 丹沢・大山クリーンキャンペーン	
イ 地域美化清掃ごみ収集運搬業務	
ウ 年末美化清掃(市内全域美化)	
3 里地里山保全促進事業	25
里地里山マルチライブプラン事業	
4 落書き等防止対策事業	25
原材料支給状況	
5 動物保護対策事業	26
(1) 犬対策	
(2) 猫対策	
6 環境基本計画推進事業	27
(1) 環境市民学習講座の開催	
(2) あつぎ環境写真展の開催	
(3) 環境基本計画推進情報誌の発行	
7 環境関連表彰式	29



I ごみ処理

1 ごみ処理

ごみ処理経過

本市のごみ処理は、戦前に始まり、当初は旅館や飲食店などの限られた事業所を請負業者が荷車で回り、耕作地に埋め立て処分するというものでした。

戦後、厚木町役場において荷車を購入し、市街地を対象に各戸収集が開始されその後、ごみ量の増加に伴い、昭和28年には自動三輪車による収集を開始し、厚木町による全面的な収集体制に入りました。

昭和29年には、厚木町営塵介焼却場（現松枝）が建設され、自動三輪車両も整備され、処理体制が一応確立されました。

昭和30年には、市制施行に伴い清掃法並びに厚木市清掃条例の施行により、ごみ処理手数料の徴収を開始し、昭和38年の市清掃条例の改正により、一般家庭に対しては、処理手数料が無料となりました。

昭和39年からは、それまで行っていた各戸収集を改め、ステーション方式による収集を行い、収集体制の合理化を図りました。

昭和41年、施設の老朽化により市営松枝焼却場を閉鎖し、ごみの完全衛生処理に向けた第一歩として上古沢地区に新工場を建設し、更に、昭和43年に焼却炉の増設を図り、焼却を始めました。

昭和46年には、収集職員の増員と車両の拡充を確保するとともに清掃事業所を新設し、処理体制の充実を図りました。

昭和49年には、都市化が進むにつれ、現在の焼却施設での対応困難を極め、環境美化の面からも将来を見越し、新たに本格的な全連式ストロカ炉2基を建設し、焼却を始めました。これに伴い、ごみ収集体制も「混合収集」から「分別収集」へと移行しました。

昭和52年から「ごみ減量化と資源の再利用運動」を展開するとともに昭和56年から57年にかけて環境整備事業所を建設し、都市化の進展と増大するごみに対応する本格的処理体制を整えました。



厚木市環境センター

昭和59年に「厚木市環境センター」の建設に着手し、昭和62年から全連式流動床焼却炉3基によるごみ処理を稼働しました。

平成5年10月1日からは、前年に「廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律」が施行されたことに伴い、条例、規則を全面改正し、廃棄物の排出抑制、減量及び粗大ごみの有料化並びに昭和56年以来12年ぶりに事業系ごみの処理手数料の改正を実施しました。

また、平成8年1月1日からは、ごみの分別を更に徹底するため、ごみの排出容器を中身の見える袋にしました。

平成9年12月の「廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律」の施行に伴い、ダイオキシン対策工事を平成11年1月から3箇年継続事業として実施し、平成13年3月に3炉全て改修工事が終了しました。

平成10年から、ごみの減量化とリサイクルを目的とした「厚木市資源化センター」の建設に着手し、平成12年から「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」に適合した、びん、缶及びペットボトルの選別、減容、貯留施設の稼働を開始しました。



厚木市資源化センター
（しげん再生館）

I ごみ処理

平成 13 年 8 月から、ごみ集積所までごみの持ち出しができないひとり暮らしの高齢者、障がい者世帯等を対象に「もえるごみ」、「もえないごみ」を市職員が玄関先等から直接収集し、併せて安否等の確認を行う「愛の一声ごみ収集事業」を開始しています。

また、本市と愛川町及び清川村で取り組んでいるごみ処理の広域化では、平成 14 年 11 月にごみ処理広域化の将来像や基本方針などを示した、「厚木愛甲ごみ処理広域化基本構想」を策定しました。さらに、12 月には「厚木愛甲ごみ処理広域化基本計画策定委員会」を設置し、平成 15 年 12 月に、基本計画を策定いたしました。そして、翌年の平成 16 年 4 月から、3 市町村で構成される「厚木愛甲環境施設組合」がスタートしました。

平成 17 年 4 月 1 日から、事業系のごみ処理手数料を 1 キログラム 20 円（市の施設に持ち込んだ場合）に改正しました。

平成 20 年 10 月 6 日から、循環型社会の形成を目指したごみ減量化・資源化新システムの全市展開に向けて、玉川地区・森の里地区・相川地区でモデル地区事業を実施しました。

平成 20 年 11 月 11 日から、せん定枝等の資源化事業の本格実施に向けた試験的的事业を実施しました。

一般廃棄物の処理については、市民・事業者・行政が一体となり、循環型社会の形成に貢献できる取組を総合的・計画的に推進するための指針として、平成 21 年 3 月に現行の計画の内容を見直し「一般廃棄物処理基本計画」を策定しました。

平成 21 年 6 月 1 日から、粗大ごみ収集予約のインターネット受付を開始しました。

平成 21 年 6 月 22 日から、せん定枝等資源化事業を本格的に実施しました。

平成 21 年 10 月 19 日から、平成 26 年度までにごみ減量化 30 パーセント、資源化率 35 パーセントを目標とする「ミッション 35」の達成に向け、ごみ減量化・資源化新システムを市内全域で開始しました。

平成 23 年 1 月 4 日から、全世帯を対象に一般家庭から排出される廃食用油の回収を、ごみ集積所で週 1 回実施しました。

平成 24 年 12 月 3 日にプリンターメーカー 6 社が連携して活動している「インクカートリッジ里帰りプロジェクト」と協定を締結し、市内 8 箇所に回収ボックスを設置し、家庭用プリンターの使用済みインクカートリッジの回収を開始しました。

平成 25 年 4 月 1 日に、循環型社会の構築を更に推進するため、「厚木市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例」、同規則を改正するとともに、新たに「厚木市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する要綱」及び「厚木市一般廃棄物処理業の許可等に関する事務取扱要綱」を制定し、市民・事業者・市のそれぞれの役割を明確化するとともに、事業者について、ごみの適正処理のルールを定めたほか、適正な受益者負担となるよう手数料を見直しました。

手数料につきましては、粗大ごみを市の施設に持ち込んだ場合の手数料を 300 円に改正するとともに、各辺の長さの合計が 300 cm を超えるたんす等 7 品目を特定粗大ごみと定め、戸別収集手数料を 1,000 円、市の施設に持ち込んだ場合を 600 円と改正しました。また、事業系のごみ処理手数料を 1 キログラム 25 円（市の施設に持ち込んだ場合）に改正しました。

平成 25 年 4 月 1 日に、「使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律」の施行に伴い、設置していた小型家電の回収ボックスを、それまでの市内 5 箇所から全 16 公民館と市役所本庁舎、アミューあつぎ、荻野運動公園、東丹沢七沢観光案内所の 20 箇所に設置を拡大し、対象品目も 10 品目から 28 品目に増やしました。

平成 27 年 3 月には、一般廃棄物の処理について、市民・団体・組織・事業者・行政が連携・協働して取組を推進し、循環型社会を実現するための指針となる、「一般廃棄物処理基本計画」（計画期間平成 27 年度～平成 32 年度）を策定しました。

平成 29 年 7 月には、東京 2020 組織委員会が主催する「都市鉱山からつくる！みんなのメダルプロジェクト」に参加し、更なる回収ボックスの利用促進を図りました。

平成 29 年 12 月から、集積所におけるせん定枝回収モデル事業として、森の里地区で開始し、平

I ごみ処理

成 30 年 11 月からは鳶尾地区及び宮の里地区、平成 31 年 4 月からは古松台地区、みはる野地区、毛利台地区で開始しました。

平成 30 年 4 月から、家庭から出る生ごみを自然の力で分解し、土に返す生ごみ処理器「厚木キエ一口」の購入者に対し、購入費の一部を助成する制度を開始しました。

平成 31 年 2 月から、パソコン宅配便回収サービスを提供する事業者と連携と協力に関する協定を締結し、パソコンを無料でリサイクルでき、小型家電も同梱できるサービスを開始しました。

令和元年 5 月から、家庭から出るごみの減量化・資源化の更なる推進や、ごみ出し負担の軽減を目指し、市内 3 地区（小野地区・金田地区・まつかげ台地区）をモデル地区として、戸別収集を試行いたしました。

令和 2 年 1 月から、環境センターにて、せん定枝を資源化した堆肥の無料配布を開始しました。また、これまで実施していた、厚木キエ一口購入費補助に加え、家庭から日常的に生じる食べ残し及び調理くずなどを、電力による加熱乾燥や微生物運動などにより減量・資源化させる機器なども補助対象となりました。

令和 2 年 4 月 1 日「動物の死体」の処理（火葬等）に係る手数料について、経費相当額の 7,000 円に引き上げるため、厚木市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例の一部を改正いたしました。

令和 3 年 3 月には、ごみ処理を取り巻く社会情勢などを踏まえ、一般廃棄物の処理について、現状の課題を抽出、分析するとともに、その課題の解決に向けて市民（滞在者を含む。）、環境保全等活動団体、事業者及び行政が一体となって取り組み、循環型都市の実現を目指すため、「一般廃棄物処理基本計画」（計画期間：令和 3 年度～令和 8 年度）を策定しました。

令和 3 年 4 月 1 日から、市の施設へ持ち込んだ場合の粗大ごみの処理手数料につきまして、粗大ごみを 500 円、特定粗大ごみを 1,000 円に改正しました。

2 年度別ごみ処理等の実績

(1) ごみの処理量

■可燃ごみ

家庭系ごみ：直営収集 委託収集
事業系ごみ：許可業者 直接搬入
事業者

■不燃ごみ

ガラス、金物と電池・蛍光灯の
合計(平成29年度から金物と電池・
蛍光灯の合計)

単位: t

年度	可燃ごみ		不燃ごみ	粗大ごみ		計
	本市	他市受入		本市	他市受入	
28	55,810	9,883	1,224	1,704	68	68,689
29	55,265	9,971	100	1,624	72	67,032
30	54,247	9,962	90	1,745	62	66,106
R1	54,067	10,048	86	1,719	69	65,989
R2	51,158	9,898	105	1,541	83	62,785

(2) 組成別可燃ごみの割合

年度	紙・布類	合成樹脂	草木類	厨芥類	その他
28	42.7%	23.6%	7.8%	19.1%	6.8%
29	48.4%	18.5%	13.4%	14.6%	5.1%
30	47.0%	29.5%	7.0%	11.4%	5.0%
R1	45.6%	24.4%	9.1%	15.9%	5.0%
R2	49.4%	28.5%	6.9%	11.6%	3.6%

■厨芥類 台所から出るごみ(残飯)

※ごみ質は、法律に基づき年4回以上の測定が義務付けされており、このデータは、平均値です。

※表中の値は、乾きベース(水分を蒸発させた重量の割合です。)

I ごみ処理

(3) 動物の死体処理件数

単位：匹

年度	犬	猫	その他	計
28	130	1,031	324	1,485
29	154	1,000	319	1,473
30	151	864	314	1,329
R1	104	979	397	1,480
R2	94	809	401	1304

(4) 不燃ごみの中からの資源化量の比較

単位：t

年度	鉄シュレッダー	アルミシュレッダー	鉄類	不燃ごみ資源化	計
28	805.82	53.92	17.48	127.94	1,005.16
29	618.52	38.28	18.17	910.39	1,585.36
30	637.48	34.55	20.90	877.21	1,570.14
R1	589.89	36.85	23.48	849.35	1499.57
R2	594.56	28.94	30.81	999.50	1,653.81

■鉄シュレッダー

金物、粗大ごみを破碎した際に磁石によって回収される鉄を中心とした有価物

■アルミシュレッダー

金物、粗大ごみを破碎した際に選別されるアルミを中心とした有価物

■鉄類

不法投棄等により搬入された鉄類のうち、破碎処理できない鉄製有価物

■不燃ごみ資源化

平成22年度より不燃ごみ（瀬戸物、リサイクル出来ないガラス類等）を外部委託により資源化処理

平成29年度より鉄、非鉄、小型家電の回収を外部委託に変更。

3 ごみの減量化及び資源化対策

私たちの豊かな日常生活は大量生産、大量消費、大量廃棄の社会の中で営まれており、廃棄物の量は年々増大し、質的にも変化をもたらしています。特に、資源の大部分を海外に依存している我が国においては、今まで以上に市民一人ひとりがごみの減量化・資源化に興味を深め、自ら行動することが極めて重要な課題であります。

本市では、貴重な資源の確保と良好な生活環境を保全するため、環境に配慮した「循環型社会」の形成を目指し、市民、環境保全等活動団体、事業者及び行政が一体となったごみの減量化・資源化を推進するため、「一般廃棄物(ごみ)処理基本計画」、「一般廃棄物(ごみ)処理実施計画」及び「分別収集計画」に基づき、次の事業を実施しています。

資源回収事業の推進

- ① 資源物回収事業
- ② せん定枝等資源回収事業
- ③ 廃食用油回収事業
- ④ インクカートリッジの回収
- ⑤ 小型家電の回収
- ⑥ 羽毛布団の回収
- ⑦ パソコン宅配便による回収
- ⑧ CD・DVDの回収
- ⑨ 製品プラスチックの回収

ごみ減量化・資源化事業の推進

- ① ごみ減量化・資源化推進啓発活動
- ② ごみの展開検査
- ③ 食品ロスの削減に係る啓発活動
- ④ 紙類・プラスチック製容器包装・せん定枝等の資源化
- ⑤ 正しく排出されていない集積所周辺への啓発チラシの配布
- ⑥ 3010（さんまるいちまる）運動の推進
- ⑦ 市民ふれあいマーケットの開催
- ⑧ 「資源とごみの正しい出し方」日本語版の配布
- ⑨ 「資源とごみの正しい出し方」外国語版（6か国）の配布
- ⑩ 生ごみ処理機購入費に係る補助の拡大

啓発事業の推進

- ① ごみ減量・資源化推進啓発活動に関する各種イベントの開催
- ② 地域住民(市民)への説明会等の開催
- ③ 広報・ホームページ等を利用した周知・啓発

I ごみ処理

(1) 資源回収事業の概要

ア 資源物回収事業

循環型社会の形成を目指し、平成 21 年 10 月から、新たにプラスチック製容器包装の資源回収、資源とごみの排出場所の統一、収集回数の変更をしました。

回収品目	紙類・布類・缶類・びん類・ペットボトル・プラスチック製容器包装
実施地区	15 地区（市内全域）

イ せん定枝等資源回収事業

せん定枝等の資源化を図るため、平成 21 年 6 月から資源回収（戸別）を実施し、平成 23 年 10 月から環境センターに持ち込まれたせん定枝についてもコンテナを設置し資源回収を実施しました。

ごみ集積所の収集がない日を利用したステーション回収を「森の里・毛利台・鳶尾・宮の里・古松台・みはる野地区」で実施しました。

回収品目	せん定枝・刈り草・落ち葉・雑草など
実施団体	15 地区（市内全域）

ウ 廃食用油回収事業

廃食用油の資源化を図るため、平成 23 年 1 月から全世帯を対象に資源回収（ごみ集積所）を実施しました。

回収品目	廃食用油
実施団体	15 地区（市内全域）

エ インクカートリッジ回収事業

インクカートリッジの資源化を図るため、平成 25 年 1 月からプリンターメーカー 6 社（現在は 4 社）が連携して活動している「インクカートリッジ里帰りプロジェクト」に参加し、市内公共施設 8 箇所で、インクカートリッジの回収を実施しました。

回収品目	インクカートリッジ
設置場所	市役所本庁舎、市役所第 2 庁舎、シティプラザ、 保健福祉センター、環境センター、本厚木及び愛甲石田駅連絡所、中央図書館

I ごみ処理

オ 小型家電回収事業

小型家電の資源化を図るため、環境センターへの持ち込まれた携帯電話（平成 23 年 7 月から実施）と小型家電（平成 24 年 1 月から実施）の資源化に加え、平成 25 年 6 月から市内公共施設 5 箇所で、小型家電の回収ボックスを設置し、平成 27 年 2 月から全 16 公民館と市役所本庁舎、アミューあつぎ、荻野運動公園、東丹沢七沢観光案内所の 20 箇所に設置を拡大し、対象品目についても 10 品目から 28 品目に増やしました。

回収品目	小型家電
設置場所	市役所本庁舎、アミューあつぎ、荻野運動公園、東丹沢七沢観光案内所、全 16 公民館

カ 品目別資源化実績

単位：t

品目 年度	缶 類	びん 類	ペット ボトル	紙 類	布 類	廃食用油	容 器 包 装 プラスチック	小型家電	せん定枝	計
28	674	1,550	763	7,599	998	39	2,225	15	2,062	15,925
29	679	1,513	792	7,382	1,005	42	2,188	241	2,041	15,883
30	709	1,409	842	7,127	1,007	41	2,188	129	2,278	15,730
R1	675	1,331	877	6,942	1,075	42	2,214	139	2,581	15,876
R2	746	1,455	911	6,922	1,041	49	2,334	172	2,802	16,432

※ 小数点以下を四捨五入したため、実際の資源化量に差が生じています。また、この表は収集量ではなく、売払い等を行い、資源化した量になります。

※ 小型家電は、公民館等に設置してある小型家電回収ボックスと平成 29 年度から集積所回収を開始した不燃資源物の内の小型家電分を合計した数値になります。

※ 表のほか、インクカートリッジの回収は 104 kg、羽毛布団の回収は 590 枚、自転車の回収は 36,240 kg です。

キ ごみ減量化・資源化推進交付金

年度	交付金総額	交付団体数
30	40,496,900 円	217 団体
R1	40,448,200 円	216 団体
R2	40,448,200 円	216 団体

(2) ごみ減量化・資源化事業の概要

ア ごみ減量化・資源化推進啓発活動

適正な分別を推進するための啓発活動を実施しました。

○周知・啓発活動の実施

実施内容	<p>【広報あつぎ】</p> <ul style="list-style-type: none">・令和2年6月1日号 環境月間 一人一人ができること、家庭用生ごみ処理機補助金について、ごみ減量化・資源化の啓発、ごみ出しルールへの協力・令和2年6月15日号 ごみ出しルールを一部変更、資源の分別、当たり前の生活を守るため・令和2年7月1日号 7月1日から全国でレジ袋有料化、フードバンクあつぎで学生を支援、ジュニアエコリーダーを募集・令和2年7月15日号 新型コロナウイルスの影響で生活にお困りな方へ食品を無償提供・令和2年8月15日号 もえるごみの戸別収集モデル事業の効果を検証・令和2年9月15日号 リチウムイオン電池は回収ボックスへ・令和2年11月15日号 製品プラスチックの分別収集を2地区で検証 環境センターへの粗大ごみの持ち込みは予約制・令和2年12月1日号 3010運動に協力を・令和3年1月1日号 東京農大の野菜をフードバンクあつぎで無償配布・令和3年2月1日号 4月1日からの粗大ごみの料金の変更・令和3年3月15日号 学校から排出される給食残渣を減量化・資源化 <p>【チラシ及び啓発物品による啓発】</p> <ul style="list-style-type: none">・懸垂幕・横断幕の設置・各イベント等での啓発チラシの配布・学生向け（市内大学が幹旋している不動産会社及び市内5大学及び東京工芸大学内学生生協）及び単身世帯向けの啓発チラシ及び資源とごみの正しい出し方ガイドの配布（不動産会社）・令和2年度ごみ対協ニュースの配架等 <p>【ホームページでの周知・啓発】</p> <ul style="list-style-type: none">・メールマガジン「あしたは何ごみの日？」・ごみの分別辞典「ごみサク」
------	--

イ ごみの展開検査

集積所に排出されたごみの混入状況を確認し、課題を把握することを目的に、ごみの内容物検査を実施しました。

○戸別収集モデル地区における「もえるごみ」の内容物検査の実施

実施内容	目 的	各家庭から排出された「もえるごみ」の内容物検査を行い、分別状況及び資源物の混入割合について確認をします。
	調査地域	金田地区、小野地区
	検 査 月	もえるごみの日 5月、8月、11月、2月 計4回
	調査内容	一般家庭から排出されるごみを試料とし、四分法も用いてごみの種類組成をポリバケツ1杯分(45ℓ以上)で調査します。
	調査結果	適正排出割合は、高い数値となったが排出されたごみの中には、リサイクルが可能である雑がみ、プラスチック製容器包装の他にも、未開封食品などリデュースが必要なものも多く含まれていた。市民への更なる適正な分別意識を高めるため、引き続き啓発活動を行っていく必要がある結果となった。

ウ 紙類・プラスチック製容器包装・せん定枝等の資源化及び食品ロス削減に係る啓発活動

市と厚木市ごみ対策協議会では、循環型社会形成の形成に向け、減量化、資源化を推進するため、令和2年度のごみの展開検査等で混入の多かった紙類（雑がみ）やせん定枝について資源の排出方法に係る啓発活動を実施しました。

また、食べられるのに捨てられてしまう食品（食品ロス）を削減するため、3010（さんまるいちまる）運動やフードバンクを実施し、食べ残しや食品廃棄物を減らすための取組を実施しました。

（ア）プラスチック製容器包装に係る啓発活動

各種イベントにおいて、プラスチック製容器包装のリサイクル啓発チラシを配布しました。引き続き周知啓発を行っていきます。

（イ）せん定枝等資源化に係る啓発活動

せん定枝を資源として戸別収集を開始してから10年が経過し、その間には環境センターに持ち込まれたせん定枝等についてもコンテナの設置による回収や一部地域で集団回収を行い回収量も増加している。しかし、資源化の数値は年々伸びているものの、「もえるごみ」としてごみ集積所に出されるせん定枝等が多いことから、市ホームページ等で更なる協力を呼びかけたほか、集積所へチラシを掲出するなど周知、啓発を行った。

令和2年1月から、環境センターにて、せん定枝を資源化した堆肥の無料配布を開始している。およそ2週に一度程度、堆肥を搬入しており多くの方から好評をいただいている。

（ウ）食品ロス削減に係る啓発活動

平成28年9月から「3010（さんまるいちまる）運動」を開始しホテル・旅館・飲食店等の宴会時の食べ残しを減らすための取組を実施しました。

3010 運動参加店	29 店舗
------------	-------

(エ) その他啓発活動

- a ごみ対協ニュース（2月1日発行）の発行
ごみ減量化・資源化等に関する内容を掲載し、自治会へ回覧（公民館だよりと併せて回覧）及び、公共施設への配架を行いました。

掲載内容	<ul style="list-style-type: none">・ 厚木市ごみ対策協議会 山口泉会長あいさつ・ 厚木市一般廃棄物処理基本計画の策定・ 食品残渣を削減し、環境を大切にします・ 環境問題について小学生が考える・ 余った食品を「フードバンクあつぎ」で有効活用・ 環境センターへの持ち込みは、「粗大ごみ」と「せん定枝」のみです・ ごみ収集車イメージアップ絵画作品集
------	--

b 啓発ちらしの配布

戸別ポスティング 104,251 枚

学生への啓発・単身者への啓発 145 社

（市内不動産会社及び市内5大学、大学生協）

c 市民ふれあいマーケット

令和2年5月、10月、11月、令和3年3月 開催中止

d 個人情報紙資源回収事業

個人情報に記載されていることから、資源回収に出しにくい個人情報紙の資源化を目的として、公民館等にシュレッダーを設置して資源回収する事業を実施しました。

設置場所	地区公民館（上荻野分館を含む16館）・環境センター
------	---------------------------

エ 正しく排出されていない集積所周辺への啓発チラシの配布

分別されずに排出されることが多い集積所の周辺の住宅に、正しい分別方法を詳しく記載した啓発チラシを配布しました。

○正しく排出されていない集積所周辺への啓発チラシの配布

実施期間	令和2年4月～令和3年3月
------	---------------

(3) 啓発事業の概要

ア 3R 推進月間

令和2年10月1日から10月31日

実施事業	市役所本庁舎への懸垂幕掲示 寿町歩道橋への横断幕掲示 広報あつぎ掲載（10月1日号） 「3R推進月間の推進」ホームページへの記事掲載
------	---

イ リサイクル体験学習

3R（リデュース・リユース・リサイクル）の取組への理解を深め、子どもたちに自分たちでリサイクルを積極的に取り組んでもらうことを学習してもらう。

○新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止となりました。

ウ 夏休み親子リサイクル施設見学会

親子で環境施設を見学することにより、限りある資源の大切さを学び、環境に優しい暮らしを目指すための意識啓発を図り、ごみ減量及び資源化の理解を深めることを目的とする。

○新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止となりました。

エ リサイクル施設見学会

環境施設を見学することにより、ごみの減量及び資源化の理解を深め、ごみ減量化・資源化の推進を図ることを目的とする。

○新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止となりました。

オ ごみ減量リサイクルポスター・ごみ収集車イメージアップ絵画

ごみの減量及び資源の有効利用に対する意識と理解を広く市民に訴えるとともに、ごみの減量、リサイクルの大切さを考える機会を持ってもらうことを目的とする。

a ごみ減量リサイクルポスター

未来を担う子どもたちに、ごみの減量化と資源の有効活用の大切さを考える機会を提供するため、夏休みの学習の一環としてごみの減量リサイクルポスターを募集する。

○新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止となりました。

b ごみ収集車イメージアップ絵画

市民に親しまれるごみ収集車として車体本体に「きれい」で「明るい」絵を描き、環境問題に関心を高めることを目的とする。

○新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止となりました。

I ごみ処理

カ ごみ減量化・資源化講習会

ごみ減量化・資源化の推進を図るためごみ処理とリサイクルの現状等について講習会を通じて、周知・啓発することを目的とする

○新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止となりました。

キ 市民ふれあいマーケット（後援事業）

○新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止となりました。

実施日	出店店舗
令和2年5月24日（日）	開催中止
令和2年10月4日（日）	開催中止
令和2年11月1日（日）	開催中止
令和3年3月21日（日）	開催中止

※「3R」とは、ごみを減らすためのキーワードです！

REDUCE (リデュース) ～ まずは出てくるごみをできるだけ減らす ～

・マイバッグで買い物 ・過剰包装は断る。 ・はかり売りを利用する。 ・使い捨て商品の見直し



REUSE (リユース) ～ 使える物はできるだけ繰り返し使う ～

・修理してもう一度使う。 ・詰め替え商品を利用する。 ・別な用途を考える。 ・フリーマーケットなどを活用する。



RECYCLE (リサイクル) ～ 資源として再生利用できるよう分別して出す ～

・お店の店頭回収に出す。 ・資源集積所に出す。 ・分別ルールを守る。



4 ごみの不法投棄対策

不法投棄は、美観を損ねるだけでなく環境汚染の原因にもなることから、投棄物の早期撤去を図っています。

また、県と市による一斉パトロール、職員による定期的なパトロール、郵便局員や新聞配達員等による情報提供を実施するとともに、多発箇所に不法投棄防止看板や不法投棄監視装置を設置するなど未然防止に努めています。

なお、投棄物中に証拠品が発見された場合は、警察と協力して投棄者の摘発に努めています。

(1) 不法投棄物処理量

年度	28	29	30	R1	R2
処理件数(件)	375	513	578	574	724
処理量(t)	15.44	27.55	21.73	20.27	20.70

(2) 令和2年度不法投棄物の種類別処理量及び比率

種類	処理量	比率
建築廃材	2.38 t	11.49%
家の解体ごみ	0.39 t	1.88%
厨芥・雑芥	0.67 t	3.23%
不燃物	3.60 t	17.39%
廃プラスチック類	0.52 t	2.51%
ゴム類	0.43 t	2.07%
家具類	2.28 t	11.01%
家電製品	1.81 t	8.74%
自転車・バイク	1.06 t	5.12%
自動車	0.12 t	0.57%
その他	7.45 t	35.99%
計	20.70 t	100.00%

(3) 職員による不法投棄パトロール

ごみ不法投棄の早期発見及び未然防止を図り、不法投棄のされにくい環境を創出することを目的として、職員によるパトロールを実施しました。

パトロール日数	242 日
---------	-------

(4) 不法投棄監視カメラの設置

県と市による一斉パトロール、不法投棄監視員による監視活動を実施していますが、人目につかない場所へ時間帯を問わず投棄されるため、不法投棄の監視強化と防止を図ることを目的として設置しました。

年度	設置箇所数	設置台数
28	18 箇所（移設なし）	18 基（新設なし）
29	18 箇所（移設なし）	18 基（新設なし）
30	18 箇所（移設なし）	18 基（新設なし）
R1	18 箇所（移設なし）	18 基（新設なし）
R2	18 箇所（移設なし）	18 基（新設なし）

5 事業系一般廃棄物（事業ごみ）の適正処理

(1) 事業系ごみの内容物検査による適正処理及び減量指導

事業系ごみの適正処理及び減量化・資源化を目的として、環境センターに搬入される事業系一般廃棄物について、内容物検査を実施しました。

また、事業者へごみの適正排出を周知徹底させるため、警備会社によるごみ集積所等の監視業務委託を実施（9回・4日間）しました。

(2) 多量排出事業所の指導

厚木市廃棄物の減量化・資源化及び適正処理等に関する条例・規則改正に伴い、多量排出事業者（年間36t以上の排出事業者）に「廃棄物減量等計画書」の提出を義務付け、多量排出事業者（64事業所）へのごみ減量化・資源化促進状況の調査を行いました。

事業系一般廃棄物処理量

年度	28	29	30	R1	R2
搬入量（t）	19,907	19,977	19,370	19,446	16,500

6 一般廃棄物処理業

本市では、事業活動に伴って排出された一般廃棄物は、市が許可した一般廃棄物処理業者が収集運搬等を行っています。

法の規定により、市内において一般廃棄物処理業の許可を受けようとする者からの申請に基づき、許可を行いました。

(1) 新規及び更新許可申請の受理及び審査

許可業者数(収集・運搬業)	18社
許可業者数(処分業)	3社

※ 令和3年3月31日現在の許可業者数

許可業者数(収集・運搬業)	66社
許可業者数(処分業)	8社

(2) 一般廃棄物処理業許可業者搬入ごみ内容物検査

検査実施回数	424回
--------	------

※ 回収量、処理量等の令和2年度数値は速報値です。

Ⅱ し尿 処理

Ⅱ し尿処理

1 し尿処理

(1) し尿処理経過

本市におけるし尿処理事業は、昭和 29 年「清掃法」制定に伴い許可業者によって始められ、その後「清掃法」の一部改正に伴い昭和 41 年から 3 業者による委託制へ切り替え、昭和 47 年 11 月にはその委託 3 業者が合併し(株)三和環境が設立されました。以後、同社に委託をしてきましたが、公共下水道事業の進展による当該事業の逐次減少が予測されることから、し尿処理体制の抜本的改革の必然性が生じてきました。

そこで、昭和 48 年 11 月、庁内に「し尿処理制度研究専門委員会」を設置し、調査研究をした結果、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号。以下「法」という。）の趣旨に沿い、公共事務としての性格を基本とした処理体制を図るため、公益法人である財団法人厚木市環境保全公社(現:公益財団法人厚木市環境みどり公社)が設立されました。

このことにより、昭和 50 年 8 月 1 日から公社にし尿の収集、運搬業務を委託し、浄化槽清掃については引き続き(株)三和環境が行っていましたが、昭和 50 年 10 月 31 日に同社が解散したため、同業務についても公社が行うようになり現在に至っております。

一方、し尿の処理については、昭和 36 年から 38 年度に計画処理量 72 キロリットル/日の嫌気性消化・活性汚泥法処理法による施設を建設し昭和 38 年 6 月から稼働を開始しました。

その後、搬入量の増加により昭和 45 年から 46 年度に好気性消化法（30 キロリットル/日分）を増設して合計処理量を 102 キロリットル/日とし、さらに、昭和 59 年から 60 年度には、浄化槽汚泥濃縮処理設備の設置及び受入・貯留設備の更新を行いました。

しかし、本施設は、建設から 30 年以上が経過し、随所に経年的な損傷がみられ、近隣住民への臭気対策や職員の作業効率及び安全性を考慮し、平成 7 年から 3 か年に渡り、建替え工事を進め、平成 9 年 11 月から新施設が本稼働を開始しました。新施設は、処理能力 69 キロリットル/日の標準脱窒素処理方式を採用し、処理水は下水道放流を行い、環境への負荷の少ない施設になっています。

(2) し尿処理の現状と今後の予測

本市のし尿及び浄化槽（合併・単独）汚泥の処理量は、令和 2 年度 13,391.76 キロリットル/年であり、このうち、し尿の割合は約 11%、また、浄化槽汚泥量が占める割合は約 89% です。

今後、し尿及び浄化槽汚泥の処理量は、公共下水道への移行が多くなるに従い、減少することが予測されます。

II し尿処理

2 し尿処理の実績

(1) し尿及び浄化槽汚泥処分量

単位：キロリットル

年度	し尿 計	浄化槽汚泥 計		合計	厚木市分	
		厚木市分 清川村分	厚木市分 清川村分		厚木市分 清川村分	厚木市分 清川村分
28	1,764.77	1,728.42	12,091.77	13,856.54	11,912.19	13,640.61
		36.35			179.58	215.93
29	1,718.01	1,686.94	11,768.87	13,486.88	11,611.64	13,298.58
		31.07			157.23	188.30
30	1,548.37	1,514.05	11,532.36	13,080.73	11,366.38	12,880.43
		34.32			165.98	200.3
R1	1,589.93	1,560.31	12,160.70	13,750.63	12,019.79	13,580.10
		29.62			140.91	170.53
R2	1,454.92	1,431.12	12,089.89	24,046.91	11,960.64	13,391.76
		23.8			129.25	153.05

(2) 型式別浄化槽清掃基数

区分 年度	搬入 日数	清掃基数・容積					計
		全ばっき式	分離ばっき式	腐敗式	小型合併	汚泥引抜	
28	244	747 基	1,617 基	206 基	1,978 基	370 基	4,918 基
		686.96 m ³	2,596.72 m ³	464.60 m ³	5,457.28 m ³	2,421.72 m ³	11,627.28 m ³
29	248	739 基	1,566 基	193 基	1,999 基	369 基	4,866 基
		704.88 m ³	2,508.30 m ³	435.07 m ³	5,575.52 m ³	2,276.48 m ³	11,500.25 m ³
30	248	706 基	1,555 基	184 基	2,116 基	333 基	4,894 基
		662.71 m ³	2,492.49 m ³	402.82 m ³	5,761.61 m ³	2,047.70 m ³	11,367.33 m ³
R1	251	687 基	1,527 基	174 基	2,268 基	326 基	4,982 基
		647.31 m ³	2,451.67 m ³	425.13 m ³	6,083.33 m ³	2,103.50 m ³	11,710.94 m ³
R2	244	669 基	1,443 基	168 基	2,393 基	343 基	5,016 基
		638.98 m ³	2,296.40 m ³	404.97 m ³	6,274.94 m ³	2,049.84 m ³	11,685.13 m ³

3 年度別し尿処理手数料の実績

し尿処理手数料納付区分別件数

単位：件

区分	28	29	30	R1	R2
自主納付	623	605	619	615	546
口座振替	327	302	287	259	291
集金嘱託員	8	8	8	7	-
計	958	915	914	881	837

※集金嘱託員は令和元年度で廃止されました。



Ⅲ 環境衛生

1 環境衛生対策事業

(1) スズメバチ対策

安全な市民の生活の確保を図るため、人に危害を及ぼすおそれのあるスズメバチの巣を駆除、処理をしました。

■ 駆除個数等

年度	28	29	30	R1	R2
駆除個数	264	472	257	271	276
調査件数	127	107	116	88	74

(2) 苦情相談処理件数

犬や猫のふん、隣地の雑草などの苦情や相談の件数です。看板の設置やチラシ配布、または地権者へ是正の依頼をしました。

年度	28	29	30	R1	R2
処理件数(件)	102	73	61	80	109

2 環境美化推進事業

(1) 『厚木市みんなで守る美しい環境のまちづくり条例』キャンペーン

きれいなまちをつくるため、環境保全指導員を始め、ボランティアや企業等の参加をいただき、タバコの吸殻やガムの紙くず、空き缶などを捨てるいわゆる「ポイ捨て」行為の禁止や本厚木駅及び愛甲石田駅周辺の路上喫煙禁止を呼び掛けるため、定期的に駅前等において『厚木市みんなで守る美しい環境のまちづくり条例』キャンペーンを展開し、啓発活動を行っているが令和2年度はコロナウイルス感染拡大防止のため全て中止いたしました。

実施日	実施場所	参加者数
6月2日	本厚木駅前(中止)	0人
7月7日	愛甲石田駅前(中止)	
9月1日	本厚木駅前(中止)	
11月10日	本厚木駅前(中止)	
1月12日	本厚木駅前(中止)	
2月2日	愛甲石田駅前(中止)	
計	0回	0人

(2) 厚木市環境保全指導員連絡協議会

厚木市在住で市が実施する事業に積極的に参加する意欲があり、環境全般にわたり熱意と識見を有する者の中から、厚木市自治会連絡協議会の地区会長の推薦に基づいて、市長が委嘱する者 31 人で構成し、ポイ捨て防止等の美化意識の普及啓発や清掃活動、不法投棄監視パトロールを行うなど、円滑な環境美化業務等の推進を目的としています。

(3) 美化清掃実施結果

ア 丹沢・大山クリーンキャンペーン

内容 年度	実施月日	実施場所	参加人数 (人)	ごみ収集量 (kg)
28	11月3日	日向薬師ハイキングコース	64	0.3
29	11月3日	鐘ヶ嶽ハイキングコース	63	0.1
30	11月3日	猪久保ハイキングコース	47	0.2
R1	11月3日	見城ハイキングコース	50	0.8
R2	新型コロナウイルス感染防止のため中止			

イ 地域美化清掃ごみ収集運搬業務

市内各地域のボランティア団体（自治会等）が実施する美化清掃及び清掃イベントから出るごみの収集運搬業務

◆年度別収集実績

内容 年度	収集廃棄物の内訳 (t)					収集 箇所数	運搬 台数
	可燃物	金物類	ガラス類	処理困難	計		
28	19.43	3.45	0.01	0.22	23.11	90	96
29	19.27	1.49	0.00	2.66	23.42	73	80
30	16.13	3.35	0.00	4.86	24.34	80	92
R1	10.50	0.88	0.00	0.41	11.79	46	49
R2	3.34	0.09	0.00	2.04	5.47	21	23

◆年度別実施団体数

年度	28	29	30	R1	R2
団体数	230	226	223	243	146

Ⅲ 環境衛生

ウ 年末美化清掃（市内全域美化）

日時	令和2年12月6日（日）
会場	市内全域
内容	年末に市内一斉の美化清掃を実施

◆令和2年度実績

地区名	参加自治会	参加人数	ごみ袋	ごみ収集自治会数	収集箇所	ごみ収集量 (kg)
厚木北	11	955	1,180	8	15	3,955
厚木南	12	905	810	11	17	4,697
依知北	13	3,579	3,730	13	14	13,468
依知南	8	2,110	2,730	8	20	9,661
睦合北	6	1,440	1,400	6	13	7,150
睦合南	12	3,130	2,710	11	27	23,349
睦合西	8	1,565	2,110	8	14	6,724
荻野	29	4,772	4,630	22	43	16,147
小鮎	29	3,313	2,600	21	29	8,814
南毛利	33	6,810	5,480	29	59	21,205
南毛利南	11	1,570	1,210	8	13	5,421
玉川	15	798	920	3	5	1,430
森の里	5	2,100	2,400	5	33	10,327
相川	15	2,065	2,810	15	28	6,487
緑ヶ丘	6	890	890	4	19	1,990
全域（処理困難物等）	-	-	-	-	-	150
計	213	36,002	35,610	172	349	140,975

◆年度別実績

年度	参加自治会	参加人数	ごみ収集自治会数	収集箇所	ごみ収集量（t）						
					可燃物	金物類	ガラス類	粗大	せん定枝	処理困難等	計
28	218	41,543	175	339	34.24	1.36	0.42	1.86	65.15	24.30	127.33
29	217	39,613	171	347	32.13	1.71	0.55	2.58	56.95	20.97	114.89
30	217	39,071	174	346	23.49	1.44	0.46	5.19	52.95	20.88	104.41
R1	216	37,519	177	355	25.15	1.45	0.95	3.43	66.11	21.76	118.85
R2	213	36,002	172	349	23.13	1.69	1.02	4.20	90.91	20.02	140.97

3 里地里山保全促進事業

里地里山マルチライブプラン事業

豊かな里山の自然環境を保全するため、人と自然との関わりによる里山再生に向けた取組を実施しました。

荻野地区

実施期間・回数	令和2年9月から11月・4回
実施場所	厚木市荻野地区
登録者数	39人
実施内容	里山での環境学習 ・ 棚田を利用した稲作体験

七沢地区

実施期間・回数	令和2年6月から12月・7回
実施場所	厚木市七沢地区
登録者数	40人
実施内容	里山での環境学習 ・ 棚田の保全作業や稲作体験

年度別延べ参加者数

単位：人

年度	荻野地区	七沢地区	合計
H28	80	498	578
H29	103	336	439
H30	92	320	412
R1	120	247	367
R2	38	78	116

4 落書き等防止対策事業

市街地を中心に、公園や建物の壁、店舗のシャッターなどにスプレーなどで描かれた落書きにより、街の景観が損なわれている状況の中、街の美観を取り戻すため、平成13年度から落書き消去作業への補助金交付及び原材料の支給を行っています。

また、市内パトロールを実施し、啓発活動を行っています。

原材料支給状況

対象	自治会等の団体単位で落書き消去作業を行なう団体
支給内容	落書き消去用溶剤、ペンキや刷毛等の原材料支給
原材料支給件数	3件

5 動物保護対策事業

(1) 犬対策

犬の登録、狂犬病予防注射の実施について、飼養者へハガキによる通知及び市広報により周知しました。

また、飼養者のマナーに対する啓発を図るため、チラシ、犬ふん放置禁止啓発看板を希望者に配付しました。

犬登録状況及び注射状況 単位：頭

年度	延登録頭数	注射頭数
28	12,944	10,238
29	12,578	10,295
30	12,295	10,019
R1	12,032	9,977
R2	12,030	9,539

(2) 猫対策

昭和48年10月から、野良猫対策として獣医師会の協力の下、不妊・去勢手術を開始しました。

猫不妊・去勢手術費助成金

猫の不妊・去勢手術を普及することにより、野良猫・捨て猫等の増加及び猫による被害を防止するため、不妊手術又は去勢手術を受ける猫の飼養者に対し、その費用の一部を助成しています。

1匹当たりの助成金額

オス	3,000円
メス	4,500円

年度別手術費助成件数 単位：匹

年度	オス	メス	計
28	457	485	942
29	432	504	936
30	426	451	877
R1	449	506	955
R2	608	642	1,250

6 環境基本計画推進事業

(1) 環境市民学習講座の開催

新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、令和2年度の環境市民学習講座は中止し、環境学習教材（動画）を作成しました。

開催日	講座内容	会場	参加人数
		講師	
令和2年10月	環境市民学習講座 「日本の再エネ事情の最新情報と今後の課題」	Zoom	YouTube に公開
	日本の再生可能エネルギーの第一人者である市民電力連絡会理事長の竹村氏を講師に招き、Zoomを利用した講義動画を作成し、エコ・アップ・あつぎのYouTubeアカウントで公開しました。	講師 竹村 英明 氏	

Ⅲ 環境衛生

(2) あつぎ環境写真展の開催

環境問題に対する市民の意識啓発を図るため、市内の環境の現状を据えた写真を募集し展示する「第22回あつぎ環境写真展」を実施しました。

テーマ	「あなたの環境写真～身近な自然！このまちが好き あつぎ～」
募集期間	令和2年6月15日（月）から8月31日（月）まで
応募者数	42人
作品数	48点（単体：45点・組写真3点）
受賞数	市長賞（特選）1点、入選2点、佳作3点 合計6点

**第22回あつぎ環境写真展
市長賞作品「桃の花咲く散歩道」**



● 年度別実績

年 度	28	29	30	R1	R2
応募作品数（点）	22	10	17	49	48
応募者数（人）	17	8	14	40	42

(3) 環境基本計画推進情報誌の発行

厚木市環境基本計画推進のための情報誌『エコ・アップ・あつぎ』第35号を発行し、市公共施設等に配布し、市民周知を図りました。

第35号

形 式	A4版 カラー (6ページ)
作成部数	800部

7 環境関連表彰式

新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から令和2年度は環境関連表彰式を実施せず、被表彰者への表彰状授与については担当課がそれぞれ対応しました。



厚木市マスコットキャラクター

あゆくろちゃん

環境の概要

令和3年版
環境保全編

編集
発行

厚木市 環境農政部 環境政策課

〒243 - 8511 神奈川県厚木市中町 3 - 17 - 17

電話 (046) 225 - 2749 / F A X (046) 223 - 1668

厚木市HP <http://www.city.atsugi.kanagawa.jp/>

厚木市